

各報道機関 様

KJ00684746
2026年7月15日

発信課	総合政策部広報広聴課
担当者	荻野
連絡先	電 話 25-5370
	F A X
	E-mail koho@city.asahikawa.lg.jp

分 類	イベント・行事 [] 募集 [] 契約・入札 [○] 会議・説明会 [] その他 []
日 程	令和8年7月14日 ～ 令和8年8月3日
発表項目 (行事名)	令和8年度旭川市情報発信動画制作業務公募型プロポーザルの実施について
概 要 (趣旨・日時・場所・内容等を記入すること。)	1 趣旨 若年層をはじめとする市内外の幅広い世代に対し、本市への興味関心やシビックプライドの醸成を図るため、本市の様々な魅力や情報を動画を通じて発信し、また、定期的に継続して、本市公式YouTubeに動画を配信することで、本市公式YouTubeチャンネルの登録者数を増加させることを目的とし、動画制作業務を委託するものであり、受託業務に係る受託候補者を公募型プロポーザル方式で特定する。 2 公募型プロポーザルの日程 ○ 公募開始：令和8年7月14日（火） ○ 参加表明書提出期限：令和8年8月3日（月） ○ 資格確認通知：令和8年8月5日（水） ○ 企画提案書提出期日：令和8年8月17日（月） ○ ヒアリング日程（予定）：令和8年8月21日（金）頃 ※詳細は市のホームページをご覧ください。 https://www.city.asahikawa.hokkaido.jp/500/574/15000000/15300000/d084447.html
添付資料	有 ☒ 無 ☐
報道（取材）に当たってのお願い	
備 考	

令和8年度旭川市情報発信動画制作業務について公募型プロポーザルを実施するので、次のとおり参加希望者を募集します。

令和8年7月14日

旭川市長 今 津 寛 介

1 契約担当部局

〒070-8525 旭川市7条通9丁目 総合庁舎6階

旭川市総合政策部広報広聴課

電話 0166-25-5370

FAX 0166-24-7833

e-mail koho@city.asahikawa.lg.jp

2 業務の概要

(1) 業務名 令和8年度旭川市情報発信動画制作業務

(2) 業務内容

ア 動画制作業務

本市の公式 YouTube に公開する動画を制作するに当たっての企画立案、撮影、編集等の一連の動画制作業務

イ 広報広聴課に対する助言

広報広聴課が制作する動画について、撮影、編集、企画立案及び動画共有サービス等における効果的な発信方法に関する助言を行うとともに、市からの相談に応じる

ウ ヘッダー制作業務

チャンネルの刷新感が出る、あらゆるデバイスに対応したヘッダー画像を制作する

(3) 業務要件

別添1「業務要件書」のとおり

(4) 履行期間 令和8年10月1日から令和9年3月31日まで

3 参加資格要件

公募型プロポーザルに参加を希望する者（以下「参加希望者」という。）は、次の全ての要件を満たしていること。

(1) 令和8・9・10年度旭川市物品購入等競争入札参加資格者名簿に登録されている者で、営業種目（3200）「広告代理等」、取扱品目（3207）「ビデオ制作」に登録されている者であること。又は過去3年間に旭川市、他の地方公共団体又は国と種類を同じくする契約を締結し、これらをすべて誠実に履行した者であること。

(2) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(3) 公募の日から参加表明書提出日までのいずれの日においても、旭川市競争入札参加資格者指名停止等措置要領に基づく指名停止を受けていない者であること。

(4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（会社更生法にあっては更生手続開始の決定、民事再生法にあっては再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと等、経営状態が著しく不健全である者でないこと。

4 実施要領等の交付期間及び方法

令和8年度旭川市情報発信動画制作業務に係る公募型プロポーザル実施要領及び様式等（以下「実施要領等」という。）の交付は、次のとおりとする。

(1) 交付期間

令和8年7月14日（火曜日）から令和8年8月3日（月曜日）まで

(2) 交付方法

1の場所で交付するほか、旭川市ホームページからのダウンロードにより交付する。

【ホームページURL】

<https://www.city.asahikawa.hokkaido.jp/500/574/15000000/15300000/d084447.html>

5 参加手続等

(1) 参加表明書の提出

参加希望者は、実施要領等で示す書類を次のとおり提出しなければならない。

ア 提出期限 令和8年8月3日（月曜日）午後5時まで

イ 提出場所 1に同じ。

ウ 提出方法 持参、簡易書留による郵送（必着）又は電子メールによる。

(2) 参加資格の確認等

3に定める参加資格要件に該当するか確認を行い、確認結果を通知する。併せて参加資格要件を有する者に、企画提案書の提出を要請する。

(3) 企画提案書の提出

(2)で企画提案書の提出を依頼された者は、次のとおり企画提案書を提出しなければならない。

ア 提出期限 令和8年8月17日（月曜日）午後5時

イ 提出場所 1に同じ。

ウ 提出方法 持参又は簡易書留による郵送（必着）により提出すること。

6 失格事項

次のいずれかに該当した場合は、その者を失格とする。

(1) 参加資格要件を満たしていない場合

(2) 提出書類に虚偽の記載があった場合

(3) 実施要領等で示された提出期限、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合

(4) 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合

7 受託候補者の特定

令和8年度旭川市情報発信動画制作業務プロポーザル審査会設置要綱に基づき設置する審査会において、実施要領等で定めた評価基準及び審査方法により、提出された企画提案書等の審査及び評価を行い、その結果に基づいて本業務の受託候補者として特定する。

8 契約に関する基本事項

(1) 契約の締結

7において特定された者と協議を行い、内容について合意の上、当該業務仕様書を作成するものとし、その仕様書に基づく見積書を徴収し、随意契約の方法により契約を締結する。ただし、受託候補者が6のいずれかに該当したことが判明した場合は、契約しないことがあるほか、契約締結後においても、本市は催告を要せず契約を解除できるものとする。なお、これらにより受託候補者又は契約の相手方に損害が生じた場合にあっても、本市は一切の損害を負担しない。

(2) 契約保証金

要する。ただし、旭川市契約事務取扱規則第24条の規定に該当する場合は免除する。

(3) 契約書作成の要否

要する。

(4) 支払条件

毎月、後払いとする。

9 その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨単位は、日本語及び日本国通貨に限る。

- (2) 企画提案書に関するプレゼンテーション及びヒアリングを行う。
- (3) 参加表明及び企画提案に係る書類作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。
- (4) 提出された書類は返還しない。
- (5) 提出された書類は、提出した者に無断で本プロポーザル以外の用に使用しない。
- (6) 詳細は、実施要領等による。